

とちぎ行革プラン

〔栃木県行財政改革大綱（第5期）〕

平成23年2月 策定

平成25年4月 改訂

栃 木 県

「とちぎ行革プラン」の策定に当たって

少子高齢化の進行と人口減少の本格化、さらには、経済情勢の急激な変動や地方分権改革をめぐる動きなど、県政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

特に、地方分権の一層の進展は、国と地方、県と市町村、官と民の役割分担など地方行政のあり方に変化を及ぼすだけでなく、自治体の自由度が高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となることから、厳しい財政状況のもとで県民満足度の高い県政を行うためには、地方分権時代にふさわしい行財政基盤をいかに確立するかが、今後の大きな課題となっています。

こうしたことから、本県の行財政運営の姿勢、仕組みを含めた行財政基盤全般を分権時代にふさわしいものとするため、このたび、平成23年度を初年度とする「とちぎ行革プラン」（栃木県行財政改革大綱（第5期））を策定しました。

このプランでは、「地方分権時代に対応した県政の確立に向けて」をテーマとし、これを実現するため、「《協働》県民とともに地域を創る行政の推進」、「《透明》県民に開かれた行政の推進」、「《自律》自律的な財政基盤の確立」、「《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立」の4つの目標のもとに、実施スケジュールを設定しながら、具体的な取組を掲げました。

また、行財政改革の成果を上げていくためには、全職員が共通認識を持ち、改革の気運に満ちた職場の中で取り組んでいくことが必要であることから、「職員の意識改革と活力ある職場づくり」についても、具体的に取り組んでいくこととしました。

今後、私自らが職員の先頭に立ち、全庁を挙げて行財政改革に取り組むとともに、その取組や成果について、わかりやすい公表に努めて参りますので、県民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成23年2月

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1 行財政改革の必要性

1	これまでの取組の成果と課題	1
2	県政を取り巻く環境	2
(1)	社会経済情勢の変化	2
(2)	価値観の多様化と社会貢献意識の高まり	2
(3)	危機的な財政状況	2
(4)	地方分権時代の到来	2
3	新たな行財政改革大綱の策定	3
(1)	策定の意義	3
(2)	内容	3
(3)	推進期間	3

第2 行財政改革の基本的考え方

1	行財政改革の目標	4
2	行財政改革の取組方向	4
(1)	《協働》県民とともに地域を創る行政の推進	4
(2)	《透明》県民に開かれた行政の推進	4
(3)	《自律》自律的な財政基盤の確立	5
(4)	《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立	5
3	行財政改革の取組の視点	5
(1)	県民の目線からの改革	5
(2)	コスト意識の徹底	6
(3)	スピード重視	6
(4)	成果重視	6
(5)	透明性の確保と説明責任の徹底	6
4	職員の意識改革と職場づくりの推進	6
5	行財政改革大綱の推進の方法	6
(1)	適切な推進管理	6
(2)	推進体制	6
(3)	推進状況の公表	6

第3 行財政改革の具体的取組

目標 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進

1	市町村との連携の強化と権限の移譲	8
(1)	市町村との協働による「とちぎのかたち」づくり	8
(2)	市町村への権限移譲	9
(3)	連携協力の強化	9

2	民間活力の活用	11
(1)	アウトソーシングの推進	11
(2)	指定管理者制度を活用した管理運営	11
(3)	民間活力を活用した施設整備等	13
3	多様な主体との協働による県政運営	14
(1)	新たな協働関係の構築	14
4	県有施設のあり方の見直し	15
(1)	県有施設のあり方の見直し	15
5	県出資法人等の見直し	17
(1)	基本方針に基づく見直し	17
(2)	職員派遣の見直し	17
(3)	情報公開の推進	18

目標	《透明》県民に開かれた行政の推進
----	------------------

1	適切な政策評価と説明責任の徹底	20
(1)	効果的な行政評価制度の実施	20
(2)	公共事業の評価の実施・公表	20
(3)	説明責任の徹底	21
2	積極的な県政情報の発信と県民参加の推進	22
(1)	県政情報の積極的発信	22
(2)	県民参加の推進	23
3	透明性の向上と信頼の確保	24
(1)	公正の確保と透明性の向上	24
4	県政へのアプローチの改善	26
(1)	規制改革の推進	26
(2)	ICTの活用等による手続の改善	26
5	県民サービスの向上	28
(1)	県民満足度の向上	28
(2)	公の施設のサービスの向上	28

目標	《自律》自律的な財政基盤の確立
----	-----------------

1	「とちぎ未来開拓プログラム」及び「財政健全化取組方針」に基づく健全化への取組	32
(1)	収支の均衡した予算編成	32
(2)	中期財政収支見込みに基づく財政運営	33
(3)	県債残高の抑制	33
(4)	財政状況の公表	34
2	行政コストの削減	35
(1)	事務事業の見直し	35
(2)	補助金・負担金等の見直し	36
(3)	公共事業の効率化とコスト縮減	36
(4)	県有財産の総合的な利活用の推進	37

3	歳入の確保	38
(1)	税収入の確保	38
(2)	自主財源の充実策等の推進	39
(3)	県有財産の処分等の推進	40
(4)	使用料・手数料の見直しと受益者負担の適正化	41
(5)	未収債権対策の推進	41
4	公営企業の自立経営に向けた取組の推進	42
(1)	企業局事業の効率的な経営	42
(2)	病院事業経営の健全化	43

目標	《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立
----	----------------------

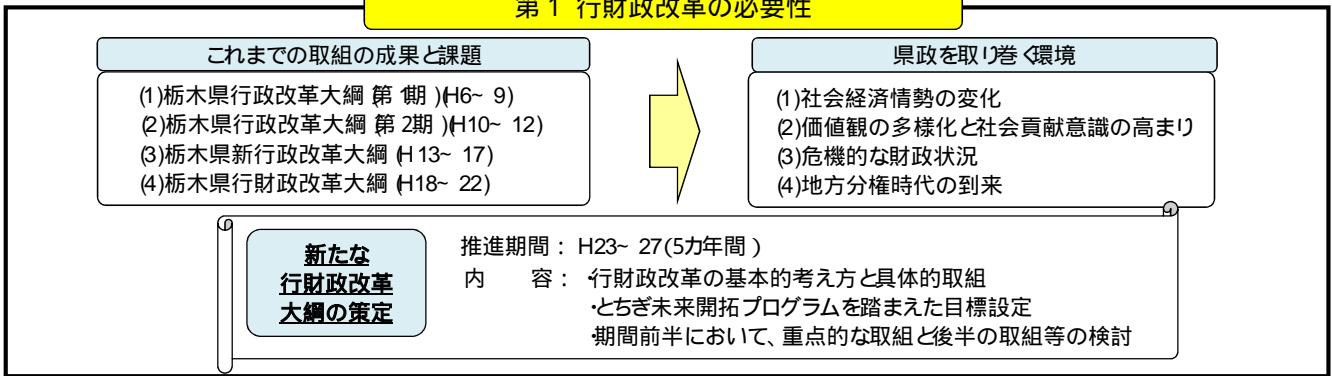
1	効果的で効率的な組織の整備	46
(1)	本庁組織の見直し	46
(2)	出先機関の見直し	46
2	適正な定員管理	47
(1)	職員の適正な定員管理	47
(2)	非常勤嘱託員・臨時補助員等の効果的な配置	48
3	意欲に満ちた人材育成の推進等	49
(1)	意欲に満ちた人材の育成と人事評価システムの本格導入	49
(2)	定年の段階的延長への対応	50
4	給与制度等の見直し	51
(1)	給与の更なる適正化	51
(2)	旅費制度の見直し	52
(3)	福利厚生事業の見直し	52
5	事務処理の効率化、事務改善の推進	53
(1)	総務事務の効率化	53
(2)	事務処理の改善・効率化	53
(3)	環境マネジメントの推進	55
6	職員の意識改革と活力ある職場づくり	56
(1)	職員の気づきと実践による職場づくり	56
(2)	コミュニケーションの充実による職場づくり	57
	取組内容所管課一覧	59

〔資料編〕

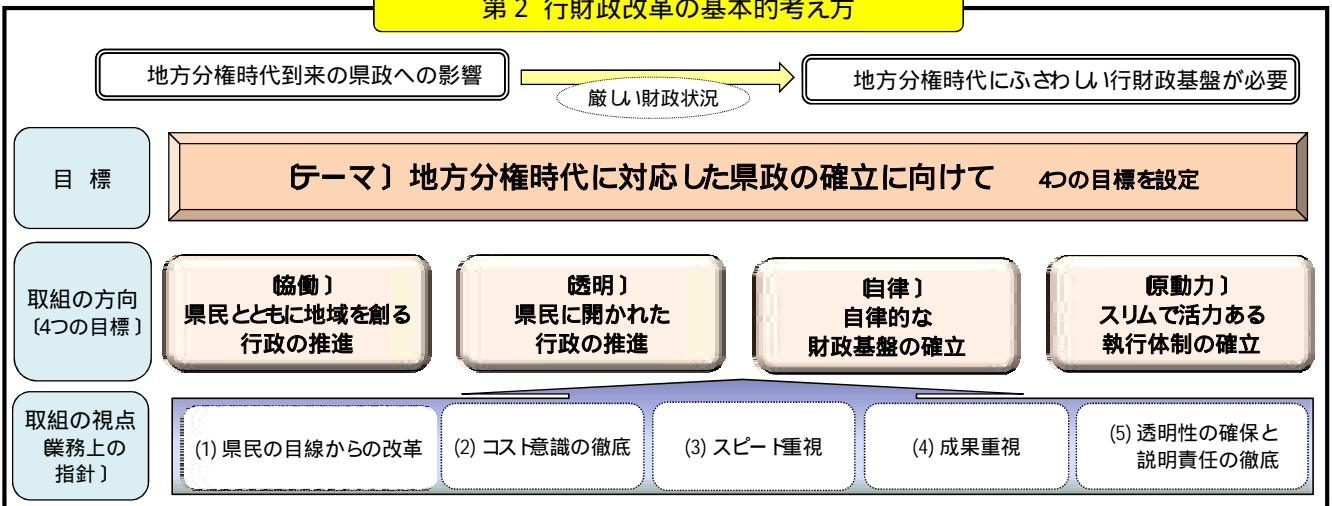
(1)	とちぎ行革プラン策定経過	65
(2)	栃木県行政改革推進要綱	69
(3)	栃木県行政改革推進管理要領	72
(4)	これまでの行政改革大綱に基づく取組の概要	73
(5)	行政改革大綱に基づく取組状況	74

とちぎ行革プラン 栃木県行財政改革大綱(第5期)の構成

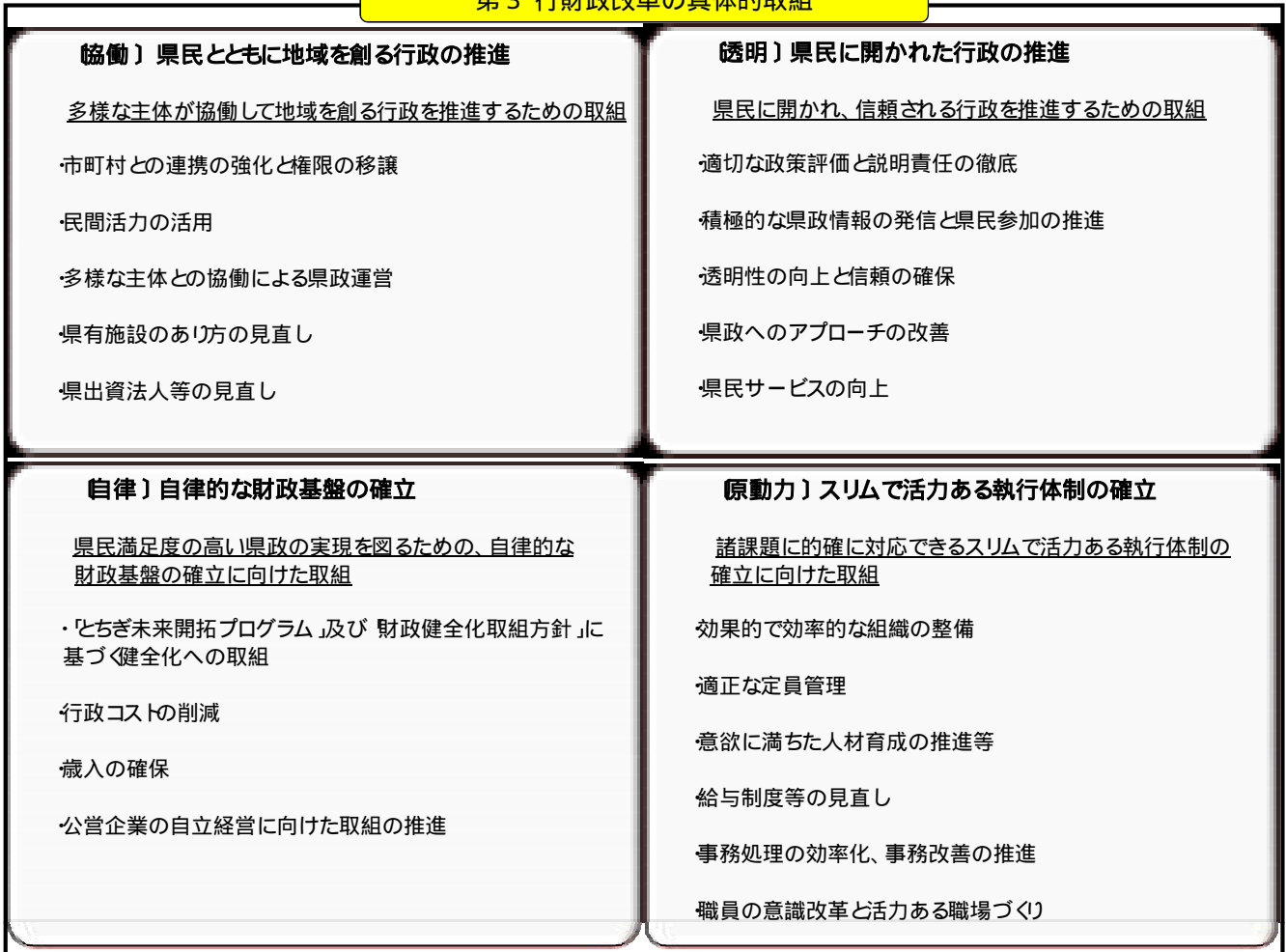
第1 行財政改革の必要性



第2 行財政改革の基本的考え方



第3 行財政改革の具体的取組



第1 行財政改革の必要性

1 これまでの取組の成果と課題

栃木県では、数次にわたる行政改革大綱のもと行政改革に取り組み、平成17年度には、「栃木県行財政改革大綱」(以下「前大綱」といいます。)(推進期間：平成18～22年度)を策定し、知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと全庁を挙げて、行財政改革を推進してきました。

これまでの行政改革大綱の経緯

- ・ 栃木県行政改革大綱(第1期)(平成6～9年度)
- ・ 栃木県行政改革大綱(第2期)(平成10～12年度)
- ・ 栃木県新行政改革大綱(平成13～17年度、平成14年3月改訂)
- ・ 栃木県行財政改革大綱(平成18～22年度)

平成6年度からの取組では、約3,800件に上る事務事業や補助金を見直すなど、効果的な業務の推進に努める一方、本庁組織の再編や出先機関の統廃合など、組織の効率化を図るとともに、一般行政部門で945人(平成6年4月～平成22年4月：平成6年比で約17%)の職員数の削減を行うなど、適正な定員管理に努めてきました。

また、こうした事務事業や執行体制の効率化に取り組む一方、とちぎ政策マネジメントシステムを始めとした行政評価制度や、パブリックコメント制度の導入など、開かれた県政の推進に努めるとともに、市町村や出先機関への権限移譲を進め、県民サービスの向上を図ってきました。

こうした中、平成18年度からの前大綱の期間中には、「県民中心の開かれた行政の推進」、「協働の推進と県の役割の重点化」、「簡素で効率的な執行体制の確立」、「持続可能な財政基盤の確立」の4つの目標を掲げて、様々な取組を行い、一定の成果を上げてきました。

しかし、県税滞納額の縮減や公の施設の市町村移管のように、前大綱策定後の情勢の変化や相手方との協議が進展しないことなどにより、目標が達成されない取組もあるほか、県民へのわかりやすい県政情報の発信のように、取組の質を向上させる必要があるものもあります。

一方、順調に推移している取組についても、継続して推進することによって、その効果が得られるものが多くあります。

このため、前大綱の成果や目標達成が困難な項目等の課題を踏まえるとともに、本県を取り巻く環境の変化などに留意しながら、適切な目標や取組内容を設定し、効率的で効果的な行財政改革を推進していく必要があります。

2 県政を取り巻く環境

(1) 社会経済情勢の変化

少子高齢化が進み人口減少社会が現実のものとなったことや、世界同時不況に端を発する県内経済の低迷など、本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、多様化する県民ニーズや行政課題に的確かつ柔軟に対応できる県政の推進が求められています。

(2) 価値観の多様化と社会貢献意識の高まり

社会の成熟化に伴い、人々が「心の豊かさ」を求めるようになっていくとともに、「社会のために役立ちたいと思っている」人の割合が増えていることから、真に「心の豊かさ」を共有できる社会づくりを進めていくため、多様な主体の連携・協働による社会貢献の行動を促進することが必要とされています。

(3) 危機的な財政状況

本県の財政は、県債の償還が高水準にあることや、高齢化の進展による医療福祉関係経費の増加、国の三位一体の改革による地方交付税等の大幅な削減や、急激な県内景気の悪化に伴う県税収入の落ち込み等により、極めて厳しい状況にありました。

このため、早急に財政健全化に向けた対策を講じなければ、「財政再生団体」に転落する恐れがあることから、持続可能な財政基盤の確立に向け、県議会、市町村はもとより、多くの県民・関係団体からの御意見・御提言等を踏まえながら、平成21年10月に「とちぎ未来開拓プログラム」を策定したところです。

引き続き、このプログラムを着実に実行し、本県の財政健全化に取り組む必要があります。

(4) 地方分権時代の到来

著しい社会経済情勢の変化に伴い、様々な行政分野において、地域の実情に応じた住民中心の対応が求められています。

平成12年の「地方分権一括法」の施行以降行われた地方自治の一層の充実に向けた改革が道半ばとなっている中、更なる地方分権改革の推進に向けて、積み残しとなっている地方税財政構造や義務付け・枠付けの見直し等が進められ、さらに平成22年6月には、政府において「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、改革の諸課題に関する取組方針が示されました。

今後、地方分権改革が一層進展することによって、自治体の自由度は高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となりますが、一方で、著しい社会経済情勢の変化等によって多様化する県民ニーズや行政課題に対し、県民益の最大化を図る県政を、厳しい財政状況という条件のもとで、自己責任・自己決定により推進していくことが求められています。

3 新たな行財政改革大綱の策定

(1) 策定の意義

県を取り巻くこうした環境の中であって、県民満足度の高い県政を実現していくためには、時代の潮流を捉え、将来をしっかりと見据えた県政運営を行っていくことが極めて重要であり、その土台である行財政基盤を強固なものとする取組を推進していく必要があります。

現在、本県では、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき、県民ニーズへの的確な対応を進めながら、自律的な財政基盤の確立に取り組んでいます。

今後は、プログラムの考え方を踏まえながら、さらに行財政基盤全般を強固にする取組を、全庁を挙げて推進していくことが必要となっています。

こうした中、前大綱の推進期間が平成 22 年度末をもって終了することから、これまでの行財政改革の成果と課題を踏まえながら、より一層の行財政改革に取り組むべく、新たな行財政改革大綱を策定することとしました。

(2) 内容

この大綱は、今後 5 年間に、県が取り組むべき行財政改革の基本的考え方と改革の具体的な取組内容を明らかにすることで、本県の将来像と、その実現に向けた県政の基本指針を示した栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に掲げられた戦略等を効率的・効果的に展開していくための土台づくりの考え方や取組を示すものです。

(3) 推進期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年間とします。

「とちぎ未来開拓プログラム」が、平成 25 年度から収支の均衡した予算編成を目指していることから、各取組については、プログラムを踏まえた目標設定を行い、できる限り推進期間前半の 2 年間に重点的に取り組むものとします。また、後半の取組内容や方向性、スケジュール等についても、推進期間前半で見直しや更なる取組の検討を行います。

第2 行財政改革の基本的考え方

1 行財政改革の目標

地方分権時代の到来は、国と地方、県と市町村、官と民の役割分担など地方行政のあり方に変化を及ぼすだけでなく、自治体の自由度が高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となることから、県民満足度の高い県政を、厳しい財政状況という条件のもとで、自己責任・自己決定により推進することが求められます。

こうしたことから、本県の行財政運営の姿勢、仕組みを含めた行財政基盤全般を地方分権時代にふさわしいものとしていくことが、極めて重要であることから、本県の行財政改革のテーマを次のとおりとします。

地方分権時代に対応した県政の確立に向けて

以下、この行財政改革のテーマを実現するための、4つの目標を示し、目標ごとの取組の方向性を記載します。

- ◆ 《協働》 県民とともに地域を創る行政の推進
- ◆ 《透明》 県民に開かれた行政の推進
- ◆ 《自律》 自律的な財政基盤の確立
- ◆ 《原動力》 スリムで活力ある執行体制の確立

2 行財政改革の取組方向

(1) 《協働》 県民とともに地域を創る行政の推進

地方分権時代にあっては、地域の諸課題について、県民を始め、県、市町村、関係団体など地域のあらゆる主体が協力して、解決に向け取り組んでいくことが求められており、県の行政を進める上でも、まず「地域をともに創る」という基本姿勢を確立する必要があります。

こうしたことから、県民満足度の高い行政サービスを提供していくため、国との政策協議・調整、提言等を行いながら、住民に身近な市町村に権限を移譲し、支援や連携を強化することで、地方行政の体制づくりを進めるとともに、アウトソーシングを始めとする民間活力の活用や、多様な主体が適切な役割分担のもとで協働する取組等を推進します。

また、県の役割の重点化を図るため、県有施設や県出資法人等について、あり方等の見直しを行います。

(2) 《透明》 県民に開かれた行政の推進

多様な主体の県政への参加を促し、地域をともに創る行政を行っていくためには、その前提として、県民に開かれ、かつ信頼を得られる行政であることが必要となります。

こうしたことから、適切な政策評価や説明責任の徹底、積極的な県政情報の発信等に取り組むほか、県民意見の県政への更なる反映の手法について検討を行うなど、県政への県民の参加を促進します。

また、県政についての透明性を向上させることで、県民の信頼を確保するとともに、手続の改善・簡素化等を図り、県民の利便性、サービスの向上に努めます。

(3) 《自律》自律的な財政基盤の確立

県民満足度の高い県政の実現に向けて、様々な課題等に的確に対応した施策を展開するため、県政運営の土台の一つである自律的な財政基盤の確立が必要となります。

こうしたことから、「とちぎ未来開拓プログラム」を着実に実行するとともに、県債残高の抑制に取り組みます。

また、プログラムの推進期間終了後も、行政コストの削減や歳入の確保、公営企業の自立経営に向けた取組を推進していきます。

(4) 《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

「新とちぎ元気プラン」では、目指すべき将来像の実現に向けて進んでいく原動力は「人」であり、「人づくり」を政策の基本としています。それと同様に、行財政運営の原動力は、「組織」とこれを運営する「職員」であることから、分権時代にふさわしい執行体制の確立と職員の育成・能力向上等を図ることが必要となっています。

こうしたことから、多様な行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする効果的で効率的な組織体制の整備や適正な定員管理を実施するとともに、県民との協働や独自性・主体性のある施策の形成・展開ができる、高い意欲と課題解決能力を有する職員の育成に努めます。

また、事務処理の効率化や事務改善を推進するとともに、職員の意識改革と活力ある職場づくりに取り組みます。

3 行財政改革の取組の視点

これまでの大綱では、全職員が共通認識のもとで行財政改革に取り組むため、常に留意すべき事項として5つの視点を「業務上の指針」として掲げ、職員研修を実施するなど、その徹底を図ってきましたが、この大綱においても、この5つの視点を継承し、引き続き徹底を図っていきます。

(1) 県民の目線からの改革

行政を県民に対するサービス産業ととらえ、県民にとって満足度の高いサービスを提供できるよう、従来の発想や組織の枠組みにとらわれることなく、県民の目線

に立って改革に取り組みます。

(2) コスト意識の徹底

限りある行政資源を有効活用する観点から、人件費を含めたコスト意識の徹底を図り、改革に取り組みます。

(3) スピード重視

社会経済情勢の変化や新たな政策課題に的確に対応し、早急に成果を上げる必要があることから、スピードを重視して改革に取り組みます。

(4) 成果重視

改革の明確な目標を設定し、毎年、その進捗状況と課題等を点検し、必要に応じて実施内容や推進方法等を見直ししながら、成果を重視して改革に取り組みます。

(5) 透明性の確保と説明責任の徹底

行財政改革の推進状況及び成果について、県民に分かりやすい形で公表し、透明性の確保と説明責任の徹底を図ることによって、県民の理解と協力を得ながら改革に取り組みます。

4 職員の意識改革と職場づくりの推進

行財政の運営や改革を進める原動力は「職員」であり、行財政改革の必要性と重要性について共通の認識のもと、個々の「職員の気づき」により改革を進めていくことが必要であり、そのための職員の意識改革とコミュニケーションの充実による活力ある職場づくりに取り組んでいきます。

5 行財政改革大綱の推進の方法

(1) 適切な推進管理

この大綱の第3に掲げる取組ごとに、できる限り、実施目標・数値目標を定め、毎年度、その進捗状況を把握しながら、着実に推進していくとともに、必要に応じて取組の追加や見直しを行います。

(2) 推進体制

庁内体制

知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと、取組の進捗管理や連携を図ることで、全庁を挙げた行財政改革を推進します。

助言機関

学識経験者等からなる「栃木県行政改革推進委員会」を設置し、幅広い観点からの助言を得ながら、この大綱に基づく行財政改革を推進していきます。

(3) 推進状況の公表

この大綱に基づく行財政改革の推進状況及び成果について、県民にわかりやすい形で公表します。